

議案第37号

大阪市みどりのまちづくり条例の一部を改正する条例案

大阪市みどりのまちづくり条例（平成28年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(保全配慮計画)</p> <p>第9条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法第4条第2項第6号の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）及び当該地区における緑地の保全に関する事項を定めたときは、当該地区における緑地の保全を計画的に実施するための計画（以下「保全配慮計画」という。）を策定するものとする。</p>	<p>(保全配慮計画)</p> <p>第9条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法第4条第2項第5号の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）及び当該地区における緑地の保全に関する事項を定めたときは、当該地区における緑地の保全を計画的に実施するための計画（以下「保全配慮計画」という。）を策定するものとする。</p>
<p>[2・3 略]</p>	<p>[2・3 同左]</p>
<p>(緑化重点計画)</p> <p>第20条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法第4条第2項第8号の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（以下「緑化重点地区」という。）及び当該地区における緑化の推進に関する事項を定めたときは、当該地区における緑化の推進を計画的に実施するための計画（以下「緑化重点計画」という。）を策定するものとする。</p>	<p>(緑化重点計画)</p> <p>第20条 市長は、緑の基本計画において都市緑地法第4条第2項第7号の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（以下「緑化重点地区」という。）及び当該地区における緑化の推進に関する事項を定めたときは、当該地区における緑化の推進を計画的に実施するための計画（以下「緑化重点計画」という。）を策定するものとする。</p>
<p>[2・3 略]</p>	<p>[2・3 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山 英 幸

説 明

保全配慮計画等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。